

地方創生推進交付金について

2019年11月5日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府 地方創生推進事務局

地方創生推進交付金の概要

地方創生推進交付金は、総合戦略における政策5原則に基づき、創設当初よりKPIの設定とPDCAサイクルを組み込むとともに、国・地方双方による効果検証を実施。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H26. 12. 27)

基本的考え方

- ①「東京一極集中」の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

②地方への新しいひとの流れをつくる



④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

政策5原則

- 自立性** 地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながる
- 将来性** 地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援
- 地域性** 各地域は地方版総合戦略を策定、国は利用者の側から人的側面を含めた支援を実施
- 直接性** ひと・しごとの移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施
- 結果重視** 短期・中長期の数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証、改善

地方創生推進交付金 (H28～)

事業概要

- 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、子供の農山漁村体験、商店街活性化等

- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



審査の視点

- ①自立性
- ②官民協働
- ③地域間連携
- ④政策間連携
- ⑤事業推進主体の形成
- ⑥地方創生人材の確保・育成

効果検証

- | | |
|--|-------------------------|
| 地方 | 国 |
| 地方公共団体による事業ごとの効果検証
(外部有識者の意見聴取・議会の関与) | 国におけるマクロの効果検証
(H29～) |
| KPIの達成状況を国に報告 | 次年度以降の交付に反映 |

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019（抄）

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

第18回 国と地方のシステムWG（4/18）全国知事会資料（抄）

4 地方創生の推進について

- 地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。
- 「地方創生推進交付金」や「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方創生関連補助金等も含め、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など地方の実情を踏まえた弾力的で柔軟な取扱いを行うべき。

地方創生に向けた効果の高い大規模な事業（複数年度の事業等）を対象に追加するなど

【参考】議事要旨（抄）

< 全国知事会 >

- 1 まず地方創生推進交付金だが、2点ある。1つは交付上限額の目安というのがあり、これは都道府県、市区町村、中枢中核都市それぞれに事業の中身によって国費が交付される上限の目安が示されているが、これをぜひ撤廃してほしいということ。それから、年度末までの事業期間の確保ということで、間接補助の場合、年度内に補助の支払いを終えなければいけないということになる。
- 1 2点目の地方創生拠点整備交付金であるが、これも2点ある。1つは、新しい施設をつくる場合はいいのだが、既存の施設への新規設備導入の交付対象化。それから、基金事業の対象範囲の拡大。複数年度、2カ年度にわたる実施が可能な基金造成事業が創設されたところだが、これが複数年使えるのは、実施する事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものに限られている。

< 全国市長会 >

- 1 芝生を張って土地を整備する、グラウンドを整備するということも、この地方創生拠点整備交付金の対象になるのではないかと考えていたが、これだけでは対象にならない。
- 1 これは原則単年度で施行していかないといけないため、大きな事業はなかなかできないという制約がある。

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

1. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の概要

地方創生推進交付金は、これまで、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援すべく運用してきたところであるが、地方創生を更に加速させるため、本交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

2. 構成

有識者	辻 琢也 田口 太郎	一橋大学大学院法学研究科教授 徳島大学総合科学部准教授
地方公共団体の実務者 (全国知事会・全国市長会・全国町村会から推薦のあった者)	柿沢 昌宏 田上 賢児 我山 博章 北村 幸彦 海老澤 督 眞木 伸浩	富山県理事・総合政策局次長・企画調整室長 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長 三重県名張市総務部長 北海道網走市企画総務部企画調整課長 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事 京都府井手町地域創生推進室理事・室長
国の実務者	辻 庄市 中原 淳 島田 勝則 高山 泰	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 併任 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣府地方創生推進事務局審議官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 併任 内閣府地方創生推進事務局参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官

3. スケジュール

...座長

平成30年11月13日	第1回検討会	平成31年1月23日	第3回検討会
12月7日	第2回検討会	3月28日	第4回検討会
12月21日	中間取りまとめ	4月23日	第5回検討会
		令和元年5月21日	第6回検討会
		5月23日	最終取りまとめ

- n 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を見据え、地方創生推進交付金の見直しを行うべき事項等に関し、主要な論点と対応の方向性を整理した。

1. 新たな政策課題や新たな視点を踏まえた対応

(1) 民間との協働

- 「企業版ふるさと納税」等の民間資金確保の促進に向けた検討。
審査基準（「官民協働」の項目）への反映
地方負担分において民間負担を考慮

(2) 地方へのひとの流れの強化

- 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく、UIJターンによる起業・就業支援等を本格化。
関係人口に着目した効果的な事業のモデルケースを提示。
拠点強化税制等と連携した事業モデルの創設を検討。

(3) 未来技術の活用

- 「未来技術」を活用した新たな社会システム（Society5.0）の実現に向けたチャレンジを促進するため、全国的なモデルとなり得るものについて新たな支援の仕組みを検討。

(4) 「海外から稼ぐ」地方創生

- 農林水産業・観光業・対日直接投資の戦略的連携を図る取組について各省と連携しつつ積極支援。

(5) 多文化共生

- 地域における外国人材活躍と共生社会実現を図る取組を引き続き支援。

2. 効果検証を踏まえた対応

(1) 適切な効果検証のあり方

- 地域実情に応じた効果的かつ効率的な効果検証の手法を事例集化。

(2) 効果検証結果の活用

- 適時適切な事業見直しができるよう、変更申請手続きを改善。

3. その他運用改善等

（1）交付金申請手続きの合理化

- ｜ 交付金と地域再生計画の申請手続きの合理化。

（2）他省庁補助金等との戦略的連携

- ｜ 戦略的な連携モデルを事例集化。
- ｜ 戦略的連携の促進に向けた検討（審査基準（「政策間連携」の項目）への反映）。

（3）継続的な事業実施に資する審査基準の明確化

- ｜ 「自立性」確保について、事業の性格に応じて配慮。
- ｜ 地方創生の効果を高める取組について、事業更新時の審査を経て、継続的に支援。

（4）小規模町村等の未活用団体への対応

- ｜ 各地方公共団体における事業立案時に活用するため、先駆的な取組に係る実施計画書をデータベース化した閲覧・検索システムを創設。
- ｜ サテライトオフィス等を活用したアウトリーチ強化。

引き続き、地方公共団体の意見等も踏まえたうえで、第2期総合戦略の策定とあわせて、具体的な検討を進め、地方創生関係交付金の必要な見直しを行う。

【参考】地方創生に資する効果的なハード整備に関する地方からの意見

- ・ 関係者との合意形成等の事業実施に向けた調整に時間を要することから、複数年度にわたる事業実施を円滑にするとともに、支援内容のあり方を検討すべき。

参 考 资 料

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（ ）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち...国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと...地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと...地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 (第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） (第8条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成30年12月21日閣議決定。平成27年度～令和元年度）の4つの基本目標と政策パッケージ

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化等
- (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進
- (エ) 子供の農山漁村体験の充実
- (オ) 地方移住の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

【地方創生版・三本の矢】 情報支援(地域経済分析システム(RESAS))
人材支援(地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ等)
財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度予算額 **1,000億円**（平成30年度予算額 1,000億円）
（地方創生整備推進交付金397億円を含む。）

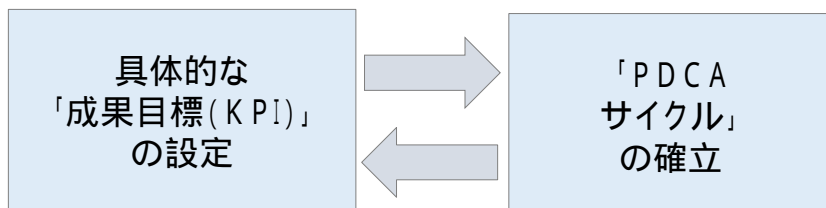
事業概要・目的

地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

令和元年度からの主な運用改善

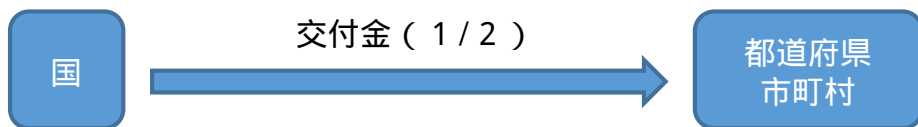
交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

企業版ふるさと納税の併用

- ・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

地方創生関係交付金の効果検証事業の概要

国の効果検証事業については、有識者による検討委員会を設置の上、KPIの達成状況や経済波及効果を分析するとともに、事例集やガイドラインを策定している。

有識者による検討委員会(座長:松原宏) (敬称略、50音順)

赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授	関司 直也	法政大学現代福祉学部教授
阿部 正浩	中央大学経済学部教授(平成30年度~)	福井 隆	東京農工大学大学院客員教授
石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事	松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科教授
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授	見並 陽一	株式会社びゅうトラベルサービス顧問

平成29年度の効果検証事業(概要)

対象:地方創生推進交付金(平成28年度新規事業1,584事業)など

- ・地方創生推進交付金の分析結果: KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は84%。
事業費(約419億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約405億円、間接1次波及効果約280億円)。
- ・「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」を公表(2018年4月27日)。

平成30年度の効果検証事業(概要)

対象:地方創生推進交付金(平成29年度継続・新規事業2,823事業)など

- ・地方創生推進交付金の分析結果: KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は81%。
事業費(約928億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約892億円、間接1次波及効果約631億円)。
- ・事業実施報告における自らの回答と全団体の回答とを比較分析した「事業実施報告分析レポート」を作成し、各団体に送付。
- ・「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」を改訂(2019年4月15日)。

これまでの地方創生推進交付金の運用弾力化(まとめ)

(1) 新規申請事業数

	平成28年度第1回募集	平成28年度第2回募集	平成29～30年度	平成31年度
都道府県	最大5事業	最大7事業 (うち広域連携：1事業)	原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)	原則9事業以内 (うち広域連携：3事業)
市区町村	最大3事業 (うち広域連携：1事業)	最大4事業 (うち広域連携：1事業)	原則4事業以内 (うち広域連携：1事業)	原則5事業以内 (うち広域連携：1事業) 中枢中核都市は、 原則7事業以内 (うち広域連携：2事業)

(2) 交付上限額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
都道府県	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費0.75億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円	先 駆 国費3億円 横展開 国費1億円
市区町村	先 駆 国費1億円 横展開 国費0.25億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.5億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円	先 駆 国費2億円 横展開 国費0.7億円 中枢中核都市は、 先 駆 国費2.5億円 横展開 国費0.85億円

(3) ハード事業割合

28年度第1回	28年度第2回	29年度	30年度～
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね1/2未満	複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能。(事業数：都道府県は年間2事業まで、市区町村は年間1事業まで)

(4) 交付決定時期の早期化

28年度第1回	28年度第2回	29年度第1回	29年度第2回	30年度第1回	30年度第2回
8/30	12/22	継続：4/1 新規・変更：5/31	11/7	4/1	8/31

「新経済・財政再生計画 改革工程表」ロジックモデルにおけるKPIについて

昨年の指摘

「今回はこれで良いが、KPIのうち経済波及効果について、産業連関分析手法はあくまで簡便な試算方法であり、交付金事業としての効果を測る指標としては漠然としている。」(石川委員)

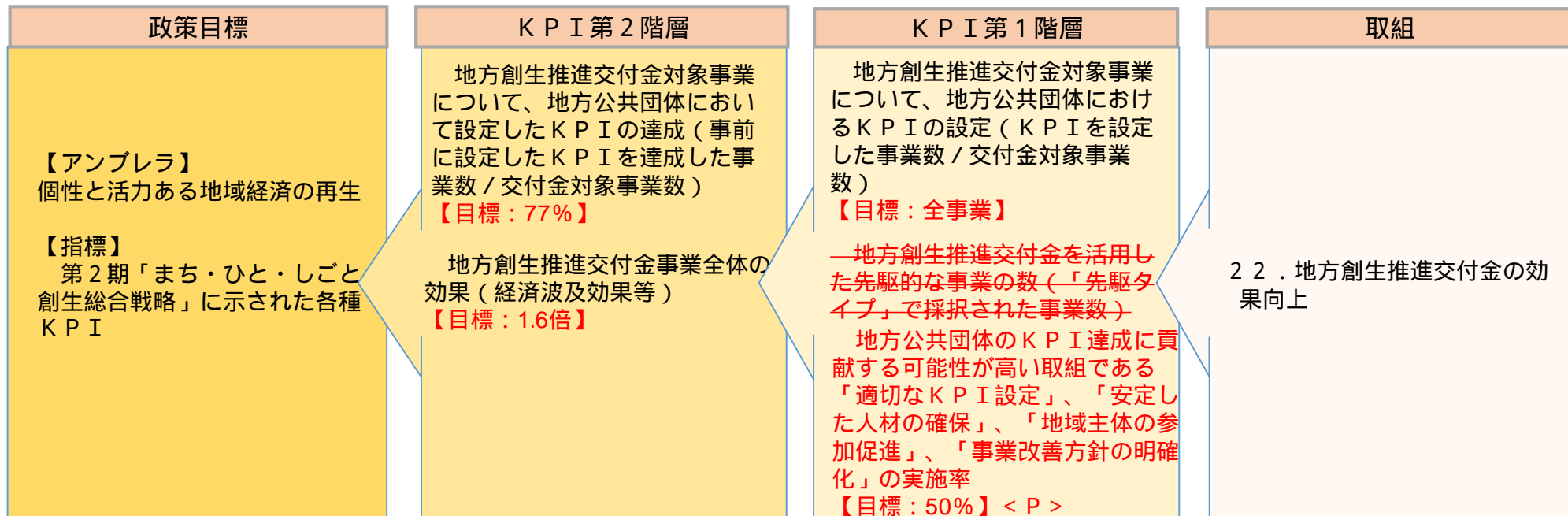
➡ 交付金の成果としての経済波及効果の適切な測り方については「効果検証事業」でも検討。

KPIの変更案

地方公共団体におけるKPI達成率につながる指標として、**交付金活用事業のKPI達成に貢献する可能性が高い取組()の実施率**の設定を検討。(従来の「先駆タイプ」の事業数については、事業審査時の評価を示すものであり、KPI達成等との関連性が低いため削除。)

()平成30年度に実施した「効果検証事業」の結果に基づくもの(詳細次頁)

<ロジックモデル改定案(地方創生推進交付金部分の抜粋)>



(注) 目標値については、これまでの実績を踏まえ、設定。

【参考1】地方創生推進交付金の活用事業におけるKPI達成状況の分析

「適切なKPI設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施の有無によって、KPI達成率に大きな差。これらの取組がKPI達成に果たす貢献度は高いといえる。

- 内閣府においては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」を策定・公表。ここでは、PDCAの各フェーズにおける「取り組むべきこと」（全21項目）を明示。これら「取り組むべきこと」の実施の有無が、KPIの達成に違いが生じるかについて分析。

KPI目標を達成した事業の割合（「取り組むべきこと」の実施有無別）



(出典) 地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査 報告書 (平成31年3月策定)

【参考2】経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）における記載

2015年

先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組、先進的・優良事例の展開を積極的に支援していくため、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設する。

2016年

国は、こうした事業（総合戦略等に基づく取組）に取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援する。情報面では地域経済分析システム（RESAS）、人材面では地方創生を担う人材を育成する「地方創生カレッジ事業」等、財政面では中長期的な地方創生の取組を支援する地方創生推進交付金や地方創生応援税制等の措置を活用する。

広域の地域間連携を伴う地方創生の取組に対しては、地方創生推進交付金で支援する。

2017年

意欲と熱意をもって取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援する。情報面では地域経済分析システムの活用促進、人材面では「地方創生カレッジ」の充実、財政面では地方創生推進交付金や地方創生応援税制等の活用を行う。

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

2018年

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

2019年

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。